

公印省略

5 生衛第 870 号
令和 5 年 9 月 15 日

公益社団法人福岡県獣医師会 会長 殿

福岡県保健医療介護部生活衛生課長
(乳肉衛生係)

豚熱ワクチン接種の開始について (通知)

本県の動物愛護管理行政の推進については、平素から御理解御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このことについて、別添のとおり、家畜伝染病予防法第 6 条第 1 項に基づき、令和 5 年 9 月 19 日から福岡県内全域で飼養されている豚及びいのししを対象に豚熱ワクチンの接種を開始することとなりましたので、お知らせします。愛玩目的で飼養されているミニブタ等も接種の対象となります。

つきましては、飼い主等から豚熱ワクチン接種に係る相談がありましたら、下記のとおりご案内いただきますよう動物病院を開業している会員等へ周知いただきますようお願いいたします。

(1) 豚熱ワクチン接種について

最寄りの家畜保健衛生所 (別表) へ問い合わせた上で、対象となる豚及びいのししについて、接種を受けてください。

(2) 豚及びいのししの移動について

ワクチン接種の有無に関わらず、原則ワクチン非接種地域には豚及びいのししを移動させることはできません。引っ越しや譲渡の際は、移動先がワクチン非接種地域でないことをご確認ください。

【参考】

豚熱ワクチン接種の開始について (福岡県庁ホームページ)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/press-release/csf2023-bouekitaiou3.html>



福岡県保健医療介護部生活衛生課
乳肉衛生係 担当：中村・関谷
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
TEL：092-643-3281 (内線：3081)
FAX：092-643-3282
E-mail：hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp



5 畜 第 1 1 6 2 号
令和 5 年 9 月 1 2 日

各関係課長
各関係機関の長
各関係団体の長 } 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



家畜伝染病予防法第 6 条第 1 項に基づく注射の実施について (通知)

このことについて下記のとおり公示したので報告します。

記

福岡県告示第 580 号の 2

家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する注射を受けることを命ずる。

令和 5 年 9 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 実施の目的
豚及びいのししの豚熱の発生を予防するため
- 2 実施する区域、実施の期日、実施の対象となる家畜の種類及び範囲、注射の方法
次の表に掲げるとおりとする。

実施する区域	実施期日	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法
県内全域	令和 5 年 9 月 19 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所	飼養している豚及びいのししであって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めたもの	皮下又は筋肉内注射



別表

豚熱ワクチン接種に関する問い合わせ先

事務所名	電話番号	住所	管轄市町村
中央家畜保健衛生所	092-633-2920	福岡市東区箱崎ふ頭 4-14-5	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、那珂川市、糟屋郡
北部家畜保健衛生所	0948-42-0214	嘉麻市漆生 587-8	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡、直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡
両筑家畜保健衛生所	0942-30-1037	久留米市合川町 1642-1	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡
筑後家畜保健衛生所	0942-53-2405	筑後市大字和泉 606-1	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡、八女郡

公印省略

5 生衛第 870 号
令和 5 年 9 月 15 日

公益社団法人福岡県獣医師会 会長 殿

福岡県保健医療介護部生活衛生課長
(乳肉衛生係)

豚熱ワクチン接種の開始について (通知)

本県の動物愛護管理行政の推進については、平素から御理解御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このことについて、別添のとおり、家畜伝染病予防法第 6 条第 1 項に基づき、令和 5 年 9 月 19 日から福岡県内全域で飼養されている豚及びいのししを対象に豚熱ワクチンの接種を開始することとなりましたので、お知らせします。愛玩目的で飼養されているミニブタ等も接種の対象となります。

つきましては、飼い主等から豚熱ワクチン接種に係る相談がありましたら、下記のとおりご案内いただきますよう動物病院を開業している会員等へ周知いただきますようお願いいたします。

(1) 豚熱ワクチン接種について

最寄りの家畜保健衛生所 (別表) へ問い合わせた上で、対象となる豚及びいのししについて、接種を受けてください。

(2) 豚及びいのししの移動について

ワクチン接種の有無に関わらず、原則ワクチン非接種地域には豚及びいのししを移動させることはできません。引っ越しや譲渡の際は、移動先がワクチン非接種地域でないことをご確認ください。

【参考】

豚熱ワクチン接種の開始について (福岡県庁ホームページ)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/press-release/csf2023-bouekitaiau3.html>



福岡県保健医療介護部生活衛生課
乳肉衛生係 担当：中村・関谷
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
TEL：092-643-3281 (内線：3081)
FAX：092-643-3282
E-mail：hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp